



令和7年11月号

大船渡労基署ニュース

晩秋の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

記録的な猛暑も終わり朝晩はすっかり涼しい季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。
さて、例年であれば岩手県最低賃金は10月に改正額の効力が発効されますが、今年は12月1日からとなります。これは、今回の引上げ額が大幅であることから、中小企業・小規模事業者の負担軽減を考慮したことによるものです。

最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者の方々に対し、これまで厚生労働省として用意していた助成金及び補助金について、対象を拡大し、要件も緩和をしています。

厚生労働省の他にも、国の他省庁や岩手県においても賃金引上げに対する支援策を用意しておりますので積極的にご利用ください。

岩手県 最低賃金の引き上げについて

令和7年
12月1日から

時間額

1031 円

前年比
79円

UP



令和7年8月28日に開催された岩手地方最低賃金審議会において、**岩手県最低賃金を時間額1,031円（前年比79円引き上げ、引き上げ率8.3%）**とする旨の答申がなされました。この答申を受け、岩手労働局長は、最低賃金法等の定めるところにより、所定の手続きを経て官報公示を行い、**令和7年12月1日に岩手県最低賃金が適用される**こととなります。

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

厚生労働省は経済産業省と連携し、**最低賃金の引き上げにより、影響を受ける中小企業に対する以下の支援を実施**しています。

（１）働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するためワンストップ相談窓口として、「働き方改革推進支援センター」が設置されています。

【個別相談支援】

窓口（来所）、電話、メールなどによる相談、問い合わせの受け付け

企業への個別訪問→事業主の方が抱える様々な課題についてコンサルティングを実施

依頼等に応じて、商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・市区町村等で出張相談会

※賃金引き上げに活用できる国の支援制度や助成金制度の問い合わせも受け付けています。

（２）業務改善助成金について

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

（３）賃金引上げに関する支援情報

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策等の情報を以下のとおり掲載いたしますので、ご活用ください。



中小企業・小規模
事業者への支援施
策リーフレット



中小企業・小規模
事業者への支援施
策紹介マニュアル



賃金引き上げ
特設ページ



岩手働き方改革推
進支援センター



岩手県における支援
中小企業等賃上げ環境
整備支援事業費補助金



岩手県における支援
物価高騰対策賃上げ
支援金

11月は「過労死等防止啓発月間」です！

過労死等防止啓発月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。過労死等防止啓発月間の期間中には、過労死をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

申し込みはこちら

【過労死等防止対策シンポジウム】

日時：2025年11月6日（木）14：00～16：15（受付13：30～）

会場：サンセール盛岡 3階 大ホール（岩手県盛岡市志家町1-10）

【開催内容（抜粋）】

- ・基調講演 「パワハラのは発生は予防できるのか？ 過労死のない社会を目指して」
津野 香奈美 氏（神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科教授）
- ・取組事例報告 「働きやすさを目指す取り組みについて」
山元 一輝 氏（株式会社山元 代表取締役社長）
- ・遺族からの声



【過重労働解消相談ダイヤルの設置について】

令和7年11月1日から11月7日までを過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局及び労働基準監督署において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、過重労働相談受付集中期間以外の期間においても、労働局や労働基準監督署が閉庁している平日夜間・土日祝日でも労働相談が可能な「労働条件相談ほっとライン」という相談窓口もありますので、ご活用ください。

【労働条件相談ほっとライン】

電話：0120-811-610

URL：<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>



【コラム】第14次労働災害防止計画（職場の腰痛対策）

【アウトプット指標】事業者に取り組んでいただきたい内容（2027年まで）
ノーリフトケアを導入している事業場を2023年より増加（介護・看護作業）

【アウトカム指標】アウトプット指標による取組の成果として得られる結果（2027年まで）
社会福祉施設での腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少

職場による腰痛発生件数（全国）は、昭和53年をピークとして長期的に減少したものの、社会福祉施設や医療保険業が含まれる保健衛生業においては、集計を開始した平成5年以降、発生件数が増加し、近年は全産業の発生件数も増加しています。また、**保健衛生業と陸上貨物運送事業の腰痛発生率（死傷年千人率）は全業種平均（0.1）を上回る（保健衛生業0.25、陸上貨物運送事業0.41）**ことから、**特に保健衛生業と陸上貨物運送事業における腰痛予防対策の推進が重要な課題**となっています。

腰痛の発生要因には、腰部に動的あるいは静的に加わる負荷や負担による①**動作要因**、身体の寒冷ばく露、暗い照明、不良な作業床面や作業空間、不適切な機器や設備の配置による②**環境要因**、年齢、性別、体格や骨粗しょう症などの既往症または基礎疾患の有無の様な個人属性に関わる要因である③**個人的要因**の3つの要因があります。

腰痛予防を行うにあっては、これらの要因を意識して、重量物の運搬を機械や器具等を使用して行う作業の自動化・省力化、腰部に負担のかかる作業時間の削減、作業姿勢の工夫、整理整頓等による作業環境の改善、日頃の健康管理やストレッチの実施等に取り組みましょう。



厚生労働省
ホームページ



腰痛を防ぐ職場
の事例集



いきいき健康体操
（動画）



腰痛予防対策
チェックリスト



腰痛予防指針
リーフレット